

# 汎用型における9.4GHz帯と9.7GHz帯の区分け(案)

気レX8-4

「汎用型」については、同一の諸元で9.4GHz帯と9.7GHz帯の双方で実用化を目指す方針であり、周波数帯による区分けを以下により行う。

項目	9.7GHz帯	9.4GHz帯
免許人	規定しない	規定しない
用途	規定しない ※	規定しない
設置条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 同一免許人が同一用途で全国的に設置するもの</li><li>・ 空港 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個別で各地点に設置するもの</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原則として高性能型の補完を目的として運用されること</li><li>・ 導入を行う際に、全国に設置する計画(スケジュール)を提出すること</li><li>・ 観測データの提供が可能であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 無線航行業務のレーダーに有害な混信を与えず、そのレーダーからの保護を要求してはならないこと</li></ul>

※ ただし、空港等に設置して、主に航空機の安全運航に資するものは、9.7GHz帯で運用を行うこと